

## 2-5 静岡県国民保護対策本部及び静岡県緊急対処事態 対策本部条例

平成17年3月25日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、静岡県国民保護対策本部(以下「国民保護対策本部」という。)及び静岡県緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を補佐する。

3 前項に定めるもののほか、国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長及び本部員のほか、必要な職員(以下「本部職員」という。)を置くことができる。

5 本部職員は、県の職員のうちから知事が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議(以下この条において「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定により国の職員その他県の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

3 本部長は、法第28条第7項の規定により防衛大臣がその指定する職員を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(一部改正〔平成19年条例37号〕)

(部)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属する本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員又は本部職員をこれに充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(方面本部)

第5条 本部長は、必要があると認めるときは、国民保護対策本部に方面本部を置くことができる。

2 方面本部に属する本部職員(次項において「方面本部職員」という。)は、本部長が指名する。

3 方面本部に方面本部長を置き、本部長が指名する方面本部職員をこれに充てる。

4 方面本部長は、方面本部の事務を掌理する。

(国民保護現地対策本部)

第6条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長（次項において「現地対策本部長」という。）及び国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、本部員及び本部職員のうちから本部長が指名する者をこれに充てる。

2 現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第8条 第2条から前条までの規定は、静岡県緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月20日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。